

障害者施設等の定員の考え方

－ 障害者施設等 －

「障害者支援施設」について

施設入所支援(*)を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設

* 「施設入所支援」

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う

(例 1 : 入所 = 通所定員)

夜間：施設入所支援 **【入所】** (サービス種別定員60)
+
昼間：障害福祉サービス **【通所】** (サービス種別定員60)

定員60で計算

→入所系定員60名又は通所系定員60名として交付金申請

(例 2 : 入所 + 入所以外 = 通所定員)

夜間：施設入所支援 **【入所】** (サービス種別定員60)
+
昼間：障害福祉サービス **【通所】** (サービス種別定員80)

入所する者の利用：60
入所以外（地域）からの利用：20

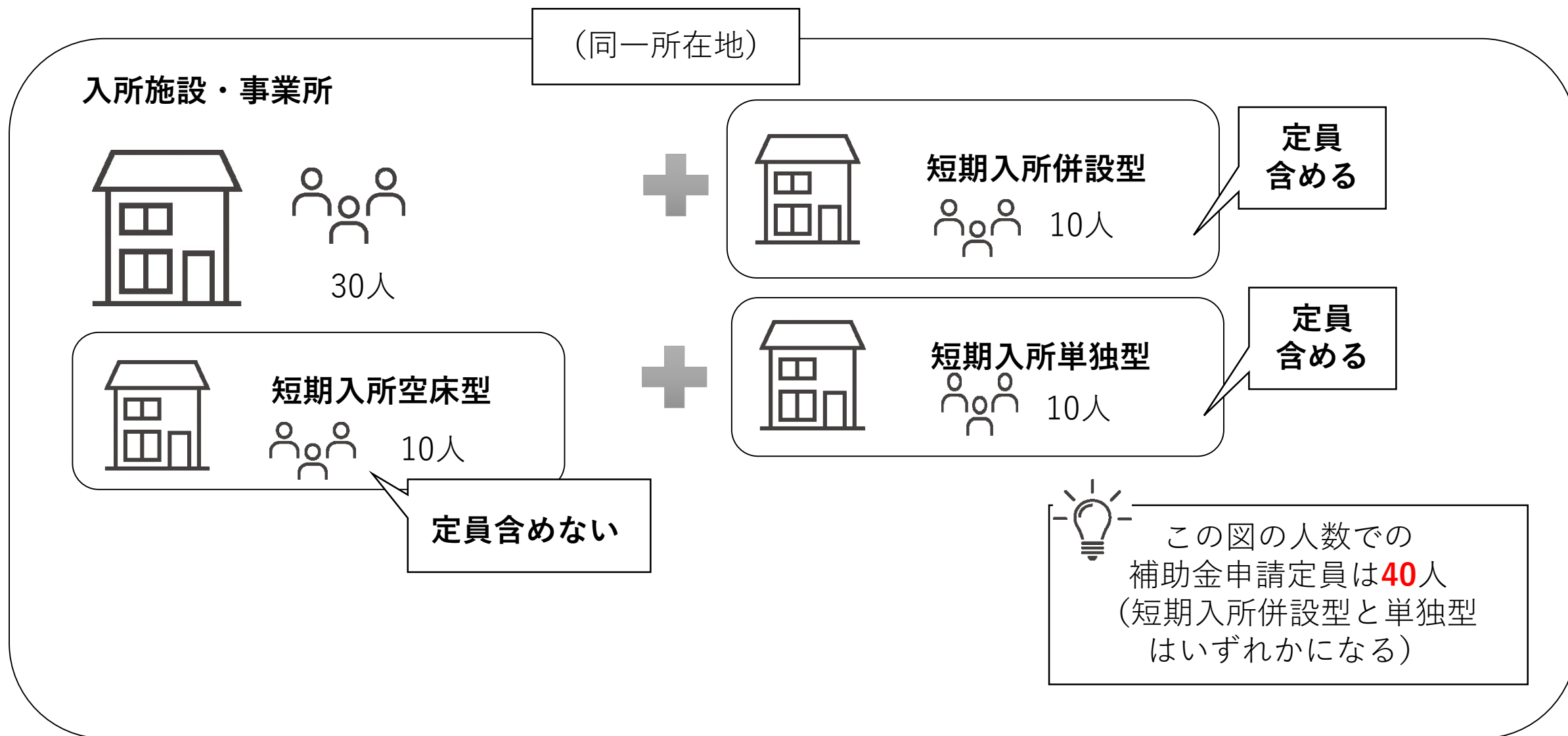
定員80で計算

→入所系定員60名及び通所系定員20名として交付金申請

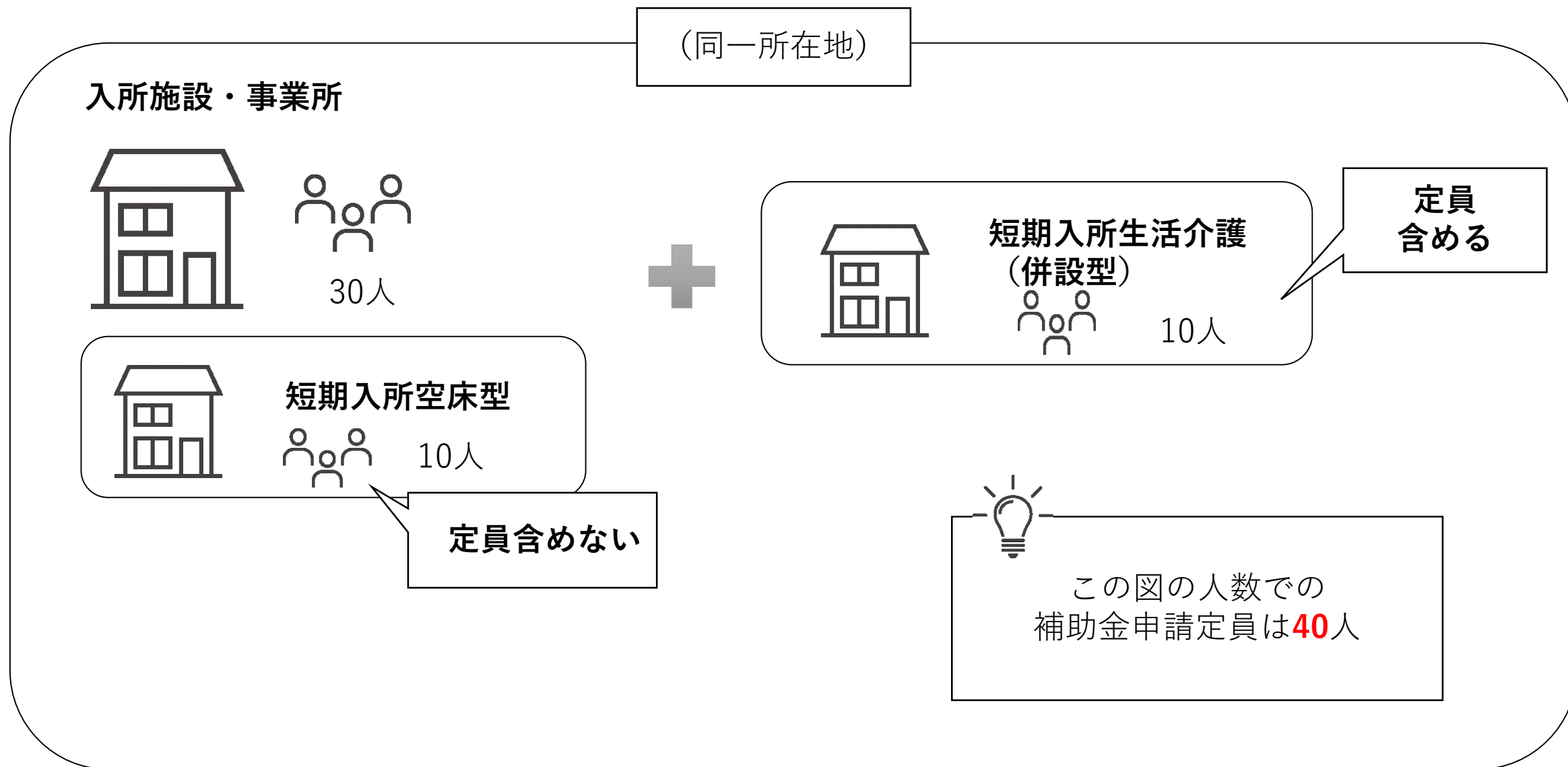
〔対象となる通所サービス〕

- ・生活介護（入浴・排泄・食事等の介護、創作的活動・生産活動の機会の提供）
- ・自立訓練（自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体的機能の維持又は生活能力の維持向上のための訓練を行う）
- ・就労移行支援（一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行う）
- ・就労継続支援A型（一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う）
- ・就労継続支援B型（一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う）

— 短期入所（障害者・障害児施設） —



－ 短期入所（介護サービス事業所等） －



— 多機能型（障害福祉サービス事業・障害児通所支援事業） —

多機能型事業所

◆以下各法に基づく事業のうち2つ以上を一体的に行うもの

①障害者総合支援法

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

②児童福祉法

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援（※）、保育所等訪問支援（※）

※（訪問系）以外は、通所系サービス



◆利用定員：20人以上

※児童福祉法に基づく事業が対象のみの場合⇒**10人以上**

※重度心身障がい児のみ対象とする場合⇒**5人以上**

<よくある事例>

【障害者】多機能型事業所 40人

- ・生活介護（20人）
- ・就労継続支援B型（20人）

【障害児】多機能型事業所 10人

- ・児童発達支援（5人）
- ・放課後等デイサービス（5人）
- ・保育所等訪問支援（定員なし）



・京都府が「多機能型事業所」として指定（府域）

・「多機能型事業所」としての「合計定員」を定めている。

※「児者多機能型事業所」の場合は、事業所番号が異なる）